

「指定通所介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。(熊本県指定 4373200767)

当事業所は、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次のとおり説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定を受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人姫戸福祉会
- (2) 法人所在地 熊本県上天草市姫戸町姫浦字西成川内 3055 番地 106
- (3) 電話番号 0969-58-3611
- (4) 代表者氏名 理事長 竹中研治
- (5) 設立年月日 平成4年9月29日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 平成12年4月1日 熊本県指定 4373200767
指定通所介護事業所

※ 当事業所は特別養護老人ホーム翔洋苑に併設されています。

- (2) 事業所の目的 指定通所介護は、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に指定通所介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 翔洋苑デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 熊本県上天草市姫戸町姫浦字西成川内 3055 番地 106
- (5) 電話番号 0969-58-3611
- (6) 事業所長（管理者）氏名 山下勝一

(7) 当施設の経営方針

- ・利用者様の「自立支援」と「尊厳の保持」を基本として、サービスを提供する
- ・ISO-9001に基づき、常にサービスの向上に努める
- ・魅力ある職場づくりと職員の専門性の向上に努める
- ・健全経営の実現に努める
- ・姫戸地域の高齢者福祉拠点としての機能強化を図る
- ・介護予防事業を推進する
- ・増床計画の確実な実施
- ・中長期計画の確実な推進を図る

(8) 開設年月日 平成5年3月22日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日～土曜日 (ただし、12月31日～1月2日までは休み)
受付時間	24時間体制
サービス提供時間帯	【5時間以上7時間未満】 9時00分～15時30分 【7時間以上9時間未満】 9時00分～16時30分 【9時間以上10時間未満】 8時00分～18時00分 9時00分～19時00分

(10) 利用定員 30人

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

【主な職員の配置状況】（職員の配置については、指定基準を遵守しています。）

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1.0	1名
2. 介護職員	5.8	4名
3. 生活相談員	1.2	1名
4. 看護職員	1.2	1名
5. 機能訓練指導員	1.2	1名

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

(例) 週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では 1 名
(5 名×8 時間÷40 時間=1 名)

【主な職種の勤務体制】

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	勤務時間：8 時 15 分～17 時 15 分 延長利用等に応じて最大 19 時までの勤務あり。 ☆ 原則として職員 1 名あたり利用者 10 名のお世話をします。
2. 看護職員	勤務時間：8 時 15 分～17 時 15 分 ☆ 原則として 1 名の看護職員が勤務します。
3. 機能訓練指導員	勤務時間：8 時 15 分～17 時 15 分 ☆ 原則として 1 名の機能訓練指導員が勤務します。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して、以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の金額をご契約者にご負担いただく場合があります。 |
|--|

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割）が介護保険から給付されます。

【サービスの概要】

- ① 入 浴
 - ・ 入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ② 排 泄
 - ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限に活用した援助・介助を行います。
- ③ 機能訓練
 - ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練

を実施します。

【サービス利用料金（5時間以上7時間未満の場合）】（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を減じた金額（自己負担額）をお支払いください。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 6,060 円	要介護 2 7,130 円	要介護 3 8,200 円	要介護 4 9,270 円	要介護 5 10,340 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,454 円	6,417 円	7,380 円	8,343 円	9,306 円
3. 自己負担額合計 (1-2)	606 円	713 円	820 円	927 円	1,034 円
加 算	入浴介助加算	50 円			
	個別機能訓練加算Ⅰ	42 円			
	個別機能訓練加算Ⅱ	50 円			
	栄養改善加算	150 円			
	口腔機能向上加算	150 円			
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	12 円			
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	自己負担額合計+加算の1.9%が加算されます			

【サービス利用料金（7時間以上9時間未満の場合）】（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を減じた金額（自己負担額）をお支払いください。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 6,950 円	要介護 2 8,170 円	要介護 3 9,440 円	要介護 4 10,710 円	要介護 5 11,970 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,255 円	7,353 円	8,496 円	9,639 円	10,773 円
3. 自己負担額合計 (1-2)	695 円	817 円	944 円	1,071 円	1,197 円
加 算	入浴介助加算	50 円			
	個別機能訓練加算Ⅰ	42 円			
	個別機能訓練加算Ⅱ	50 円			
	栄養改善加算	150 円			
	口腔機能向上加算	150 円			
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	12 円			
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	自己負担額合計+加算の1.9%が加算されます			
	延長加算（9時間以上10時間未満）	7時間以上9時間未満の利用料（要介護度ごと）+50円			

- ☆ ご契約者が、まだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）また、居宅サービス計画が策定されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）
以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

【サービスの概要】

① 通常の事業実施地域外への送迎

通常の事業実施地域以外にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

事業所からの距離に応じて1kmあたり20円（1km未満の端数は切り

捨てます)

② 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者にご負担いただくことが適当であるものに係る費用をご負担いただきます。

③ 食事に係る諸経費

食材料費および調理費として昼食 1 食 400 円、夕食 1 食 500 円ご負担いただきます。当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。またご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事を取っていただくことを原則としています。

(食事時間) 昼 食 11:45 ~ 12:30

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第 7 条参照)

前記 (1)、(2) の料金・費用は、次のとおりお支払いください。なお、郵便自動振替等による 1 ヶ月ごとのお支払いも可能です。ご希望の場合は、職員もしくは担当の介護支援専門員にお申し出ください。その場合は、1 ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 20 日までに、以下のいずれかの方法でお支払いください。(1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記指定口座への振込み

あまくさ農協姫戸支所普通預金 3062074

口座名義 翔洋苑デイサービスセンター

所長 山下勝一

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

郵便局、あまくさ農協

(4) 利用中止、変更、追加

- ・ 利用予定日の前にご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス利用予定日の前日までに事業者の申し出てください。
- ・ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

- ・ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

5. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付（契約書第23条参照）

当事業所における苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口

職名	生活相談員	中松正博
	生活相談員	田中真由美
	所長（管理者）	山下勝一

○ 受付時間 毎週月曜日～土曜日 8:30 ～ 17:00

又、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

上天草市健康福祉部介護保険課	上天草市松島町合津 3538-3 電話番号 0969-56-1111 受付時間 8時30分～17時まで
国民健康保険団体連合会	熊本市健軍2丁目4番10号 熊本県町村自治会館3階 電話番号 096-214-1101 受付時間 8時30分～17時まで
熊本県社会福祉協議会	熊本市南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター内 電話番号 096-322-8440 受付時間 8時30分～17時まで

平成 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名 生活相談員 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 熊本県上天草市

氏 名 印

代理人 印